

マルクシズムと比較法

ロラン・ヴェイユ

パリ控訴院付弁護士。国際民主法律家協会（IADL）機関誌「現代法」編集長

翻訳 中村 紘 一

二〇年前までは、マルクシストたちは、比較法を、ブルジョワ・イデオロギーに属する欺瞞的活動であり、科学的な活動ではないとして非難するのが常でありました。

より詳しくは資本主義国と社会主義国の法の比較に対して向けられたこの比較法に対する異議は、一体どうやってりんごとオレンジを比べることができるのだろうか、と問うていたのである。二つのりんごもしくは二つのオレンジをりんごどうしの間でまたはオレンジどうしの間で比較することは可能である。な

マルクシズムと比較法

ぜならそれらは同一の性質を有しているからである。比較しうるためには、二つの対象、二つの考えが、比較されることの可能な共通の基質もしくは外観を持つていなければならぬ。資本主義法と社会主義法はあまりにも性質および対象が異なるので、両者は、りんごとオレンジが比較されることができない以上に比較されることができないのだ、と言うのです。

このような考え方は、しかしながら、それ自体全く科学的ではありませんでした。というのは、りんごとオレンジを比較す

ることは全く可能だからであります。すなわち、両者は果物でありますし、両者とも木になるものですし、両方とも円い形をしていますし、また両者とも種があるが、核はもっていません。しかし、両者には対照的な相異があります。すなわち、一方は果汁をもっていますが他方はもっていませんし、一方は暑い国にしか生えませんが、他方はそうではありません。一方が薄い皮をもっているのに対して、他方は厚い皮をもっています。つまるところ、オレンジとテニスボールを比較することさえできるのであります。

この反対のことを支持することは、比較という観念を、対照的ではない差異の要素、すなわちむしろ量的な要素についてでなければ保持しないということでもあります。

ところで、いかなる共通点もたない要素を比較することは完全に可能です。実際、それらの要素がもっている差異または対立点をすべて指摘することは、もっぱら質点レベルで行なわれるゆえに最も高度な比較であります。二つの対立する要素を混同しないことのできる比較は、表面的な類似性の比較にとどまらないよう最も注意する比較であります。

マルクシズム法学は、長い間、二つの要因によってそうすることを妨げられていたように見えます。

一方では、概念法学のすべてのイデオロギー的影響からマル

クシズム理論をまもるという理解しうる配慮が、敵対的な差異を一方的に強調することに専念するようしむけたように思われます。そして、比較を行なおうとするものはすべて、「社会主義法を資本主義法に」統合することを企てているのだ、と容易にみなされていたのです。

他方では、概して、ブルジョワ比較法は、批判的、主観的基礎のうえに、すなわち、度量衡の単位とみなされたブルジョワ法を基礎として、予断にもとづいた判断を下すために、社会主義法にアプローチしてしました。このような考え方の比較法は受け入れがたいものであったことは明らかであります。

しかしながら、このような理由で比較法全体を排斥することは、これまた明らかに主観的でありかつ、本質的に防衛的でありました。

したがって、このような事態が変化する要因となったのは、社会主義法の発展とその影響の増大でありました。

一方では、多くの資本主義国において、資本の集中過程に起因する新たな経済的、社会的問題が生じてきたことにより、社会主義に対する新たな考察が刺激され、社会主義法とは一体どのようなものなのだろうかという関心が高まってきました。

他方では、ファシズムに対する共同の闘争、サンフランシスコ(国連)憲章の採択、ニュルンベルク法廷は、自由または社

會法に關する一定の法的觀念が、その實現のされかたの差異にもかかわらず共通のものでありうるし、比較法的考察が建設的な利益をもたらすことができるという考えを發展させるのに貢献しました。

最後に、両体制間の法律家の關係の進歩が、よりよい相互理解への道をひらきました。異なつた体制の國の間での新たな國際的經濟關係の發展もまたこのことを要請していたのです。

このようにして、一九五四年頃から、比較法は、新たな性格をおびてきました。まず最初は、實務のレベルで、二つの体制の法律家の間での、はじめは実験的な、ついで組織的な會合もたれ、つぎに、理論面においては、大部分の社会主義國に比較法研究所が設置されてゆきました。

そこで、比較法に対するマルクシズムの考え方と実践がいかなるものでありうるか、を定めることが残りました。これに關しては、四つの避けねばならない危険な障害がありました。——比較法の任務を、類似性がみかけの上のものではないことを示すことに限定してしまうという防衛的態度、または、社会主義法を法ではないものと宣言し、そのことに任務を限定してしまう傾向がまだ生き残つていたこと。

——比較法を、社会主義法の優越性を示す一種の財産目録に限定してしまふという、純粹にプロパガンダ的な性格の、先に挙

げた態度とは逆であるが同じ性質の態度。

——つぎは、純粹に記録的な、実証主義的な性格の活動でして、これは、比較法を、外國法に關する単なる情報提供の活動であるとするものです。この活動は、知識なしには比較はありえないのですから比較に必要なものではありませんが、そのみでは比較とはいえないのは明らかです。なぜなら、比較は、比較さるべき二つの事項の間に考察上の一定の關係を定める時からでなければ本當には開始されないからであります。

——法文または法的メカニズムの純粹に形式的、外見的側面の比較では、それらが、その經濟的、文化的、または法的コンテクストを外れて考察される場合には、不十分なものでしかありませんという事です。

たとえば、離婚または犯罪者の社会復帰についても、住宅不足または仕事不足があるかないかで、同じ形の法的措置が同じ作用を及ぼさないわけです。

同様に、裁判所へ訴えることが保障されていても、裁判の構造がちがえば、その性格もちがつたものになりますし、家族の中における妻の權利は、妻の市民としてのまたは労働者としての權利と切り離して考えられることはできません。公行政の問題は、指導機關の形態が、選挙制をとっているか、集團的なものか、合議制によるものか、また反対に独裁的で官僚主義的な

ものであるか否かを考慮しないならば科学的には比較されません。文化的権利や政治的民主制は、その経済的基礎の統御の法的条件から独立に扱われることができません。

この点は強調しなければなりません。というのは、とりわけ、この形態の歪曲とでもいふべきものが形式的側面にのみとどまり、おまけに純粋な情報活動において行なわれる場合には、今日の比較法学者を主として狙っているのは、おそらくこの危険であるからであります。

実際、比較法を排斥する者であっても、自分の国の法について外国の法律家に対し情報を提供する場合には、やはり同じ誤ちを犯しているのだということを忘れてはなりません。というのは、その学者がそう欲さなくても、その読者または聴衆は自分たちの国の法制度の知識を通じて、またその評価を通して、批判的にであれ、無批判的に同化するのであれ、情報をうけるからであります。それはその学者のせいではないのです。

この危険は、社会主義国と発達した資本主義国との間の比較法学者の会合する場合にしばしば現われます。

発達した資本主義国においては、生産の社会的性格が国家独占資本主義に反自由主義的イデオロギーを帯びさせる場合がありますが、それによりひどくまちがった解釈を生じさせることがあります。実際、国家独占資本主義の要請が一般的利益のた

めと称する措置をとらせることがあります。それは社会的性格という論拠によりその真の狙いをかくし、現代的要請という客観的現実、国家独占資本主義がそれらの要請を解決しようと欲している方法に適合した権威主義的集産主義の性格を有する解答を持ち込んできているのです。そして経済構造と実施にあつての権威主義的態様を考慮しない場合には、その外観は、形のうえでは社会主義的性格の措置に類似している、ということがありえます。例えば、一定の経済的規制、または刑事領域への社会心理的条件の統合規定等がそれであります。すなわち、それらの措置は、社会主義法の中にも見いだされませんが、それが民主的かつ社会的進歩の社会において適用される場合と、独占資本主義によって支配される社会で適用される場合とでは、その作用は正反対のものとなるでしょう。

比較法はここでは、資本主義のイデオログのために役立つているのでして、旧自由主義社会の民主的形態を清算する措置を社会主義的なものであると称してごまかしているのです。その際、多数のブルジョワ法律家が、資本主義体制を変える必要なしに自分は社会主義者であると言ふことができれば幸福に思つたかもしれないという事実、そしてまた、非常にしばしば社会主義法が社会主義の意味するすべての民主的内容を確保するには今だに困難な発展段階にあつたという事実、そして、資本

主義法の社会的措置の独裁的内容が残念なことにそれほど明確に社会主義法のそれとは異なったものとも見えなかったという事実によつて、それらのイデオログたちの仕事が助けられたということをおかねばなりません。それどころか、社会主義諸国の一定の法律家たちは、今だに、ブルジョワ自由主義的民主制の幻想的性格と社会主義的民主制の性格との間のアンチテーゼという古典的分析にとどまつていて、国家独占資本主義段階における比較法の新たな条件に対処する用意ができていませんでした。国独資段階においては、アンチテーゼは、もはや社会的なものとは自由主義的のものとの間、集団的のものとは個人的なものとの間にあるのではなくて、社会的なものならば自由の側面、また集団的のものならば個人的なものという二重の側面での資本主義体制の全般的な法的危機と、社会主義の樹立と発展のための個人と社会の共同の発展に奉仕する法の総体的使命というこの危機の解決策との間にあるのであります。

このことは、比較法の要請を新たな質的水準にひき上げることとなりました。

当初から、マルクシズム比較法は、資本主義社会の法と社会主義社会の法との間の差異の評価に留まっていけませんでした。たしかに、この側面が中心のかつ正当な地位を占めてはいました。しかし、これらの差異がもっともしばしば敵対的なもの

のであったにしても、社会主義諸国の実定法相互の間にも、資本主義諸国の実定法相互の間と同様に、敵対的ではないにしてもしばしばかなりの差異があったということを確認すること、それに劣らず重要なことであつたのです。

これこそまさに非常に重要な考慮でありました。というのは、比較法はそこに比較法の科学的性格の強化を見いだしたのみでなく、比較法がその不可欠の道具となつた法の科学全体に役立つ科学的機能をもまた見出したからであります。実際、私たちが歴史的、経済的、社会文化的コンテクストでの法の関係を最高度に自覚するのは、そして、独断的なきめつけで事足れりとするところから真にまぬがれるのは、法制度を比較することによつてなのです。

しかしながら、マルクシズム比較法はさらに一つの段階を越えなければなりませんでした。その段階は、まだ今日でも十分に到達されているとは言えません。

それは今だになお、あまりにもしばしば、資本主義諸国の非マルクシズム法律家と社会主義諸国の法律家との間の交流に限定されています。そしてまた双方とも、互いに相手を独占的対話者とみなして、資本主義国のマルクシズム法律家の批判的分析と提案とを無視しています。

そのことは、結局、資本主義に実証主義的外観を与え、法思

想を国家イデオロギーに還元してしまい、相互の情報に批判的要素を欠くという形態主義的危険をふたたび助長する結果を導いています。

そのことはまた、モデルという観念によりもたらされることのある比較法からの重大な逸脱を不可避免的に導きます。任意の社会主義法を任意の資本主義法に対立させる一定の基本的要素の存在しているのは事実ではありますが、諸民族の歴史的特殊性により、社会主義の制度的、したがって法的実現に際してはそれぞれに独自の形態が採用されるのであって、複製のできるモデルという観念は、まったく排除されねばなりません。

それ故に、資本主義国のマルクシズム法律家による、自国に特有の経験と展望からする社会主義法の分析および社会主義法に関する、または資本主義法の批判に関する展望もまた、比較法の性格を帯びるのです。それどころか、独占資本主義の危機の時代においては、マルクシズム法律家に対して新たな比較法が提供されており、また課せられてもいるのです。すなわち、ある一国についての社会に関する複数の提案によって提供される複数の法制度に関する比較法がそれです。

そうなる、ブルジョワ法（自由主義的、個人主義的、競争主義的かつ経験主義的経済の法）と社会主義法（労働者の利益にもとづき、かつ、労働者の指導下にある計画化された経済の

法）との間の比較法の一般的諸特徴は、それ自身計画化されている独占資本主義法と社会主義法との間の比較法の新たな諸特徴のために消え去ってしまいます。したがって両者を区別する基準は、「いかなる目的のための、誰による、またいかなる手段による計画化なのか？」なのでありまして、そこから、法律家にとって、イデオロギーに関しても制度に関してもさまざまな結果がひきだされるのです。

もっとも重要な要素は、経済的、技術的發展の一定の水準に達してしまつてからは、社会主義はもはや社会的正義という多かれ少なかれ道徳的な要請ではなく、発展の継続という客観的必然となつている、ということなのです。なぜなら、資本主義によつて使用されている生産手段の規模がその経済に、自由主義の原則とますます合致しなくなった公共の性格を与えているからであります。

このことはすでに、環境の保護、資源の合理的利用の問題について明らかであります。独占体の大規模な資本主義的競争、その市場拡大の方法は、資源の恐るべき浪費に導いています。

しかし、このことは、活動の対象（優先権および種類）の観点と同時に導入の場所の観点での投資の選択についてもまた同様であります。

労働者の雇用、健康、教育の問題は、ますますこれらの選

扱、すなわち経済の統御に規定されることとなります。国家が私企業に対して、それらの企業の公益性を口実として税金すなわち市民の金を使って多額の財政援助を与えるのを見ることは今日ではごく日常的なことであり、そうでない場合でも、国家はしばしば主たる発注者としてこれらの企業に対し公金を用いて財政支出を行ないます。国家はまた多様な形態で関与しています。たとえば、収益性を欠く支出（輸送、科学研究等）が、公の施設によって私的利用に供されるために確保されています。

これらのことはすべて、経済の指導はもっぱら利潤と投機により動機づけられる私的利益に経済の統御をゆだねない諸制度にもとづくべきであるという客観的要請をますます強めるものであります。

このことは単に筋肉労働者についてのみ要請されるものではありません。技師や管理職層にとっても、雇用の不安は増大しており、労働の細分化は彼等の知識人としての固有の動機を持ち難くしています。大独占体の経済的支配という様式は、中小企業を排除し、農民をおしつぶし、結局は私的所有のあらゆる古典的形態を攻撃し、社会不安を一般化させています。同時に、独占企業の多国籍の性格は、民族的利益およびその国家的表現のレベルでの敵対関係をもたらしています。

マルクシズムと比較法

この敵対関係の生み出す経済的側面での危機の過程、より一般的には、また結果的には社会的、政治的、および社会において個人の占める位置の意識という意味で道徳的側面での危機の過程がこれに加わります。

最後に、経済的、科学的発展の生み出した情報と教育の発展は、この情況の犠牲者たちに対して、この情況をさらに一層耐え難く感じさせるに至っています。

これらのことはすべて、法の領域に基本的な影響を及ぼしているものであるがゆえに述べて参つたのであります。

その影響は以下の四重の性格を有するものであります。

第一に、国家独占資本主義の以上の如き現状は必然的に独裁的かつ官僚主義的方向づけに導きます。なぜなら、経済の指導を討論に付することによってはこのようなタイプの経済の指導を確保することは可能ではないからであります。

第二に、また、最大限の直接的収益性にてらしてすべての寄生的なものを節約しなければなりません。したがって、民主的な討論は収益性を欠くぜいたくとして除かれます。

第三に、進歩を希求している国民の目に対してそのことを正当化しなければ、したがってこの方向づけに納得のいく、かつ、紛らわしい形態を与えなければなりません。それゆえ新たなタイプのイデオロギーの宣伝が必要となつてきます。かつて

は、自由主義的資本主義のブルジョワジーは自分自身のために高度の合法性を必要としました。そしてブルジョワ法イデオロギーの欺瞞的性格は、それらの原則ならびにその合法性が真にすべての者の財産であると信じこませる点に存していたといえましょう。今日では、われわれは反法的イデオロギーに直面しています。そこにおいては、市民の諸権利は、政治的権力の諸行為の合法性を説明する役目を果たす一種の社会道徳としてもっぱら援用されています。独裁主義は、政治的権力が上から市民の諸権利を確保することができるようにするための政治的権力の必要な手段であるとされているのであります。それは近代的技术の必要条件なのであり、多数の者の討論にも、素人の討論にもはや適さなくなっているのだとされます。討論が多ければ時間がかかり、また偶然的要素も加わるので効率が害されるし、それにまた、現代社会はますます高度の専門化を要請しているのだ、というのがその理由とされているのです。

これらすべてが、イデオロギーの側面におけると同時に技術の側面における法の全般的危機の深まりを導きます。イデオロギー的には、それは、第一に、法は効率を害するものだという考えであり、近代性は必然的に技術性を法に優越させるとする考えであります。法の観念そのものが技術化されます。法律文化の異議申立てと保障の内容は行政立法の集積にますます限

定される実証主義に地位を譲ってゆく傾向にあります。行政立法の増加は、法そのものもはや専門的事項を対象とするものでしかありえなくなっているという考えを導き、これが先に述べたもはや法的安定性が失なわれているという考えに付け加えられます。すなわち、「何人も法律を知らないとはみなされない」というフィクションは、何人も法律を知ることができない、という考えにとつてかわられつつあります。法律家は、自己の役割についてもそれを行使する可能性についても疑いをいだくに至っています。今度は、まやかしは、この法の格下げが必要でありかつ進歩的であると信じ込ませる点にあるのです。

第四番目の特徴は、しかしながら、法の内容と展望の一定の進歩的変革であります。すなわち、いくつかの新たな法が、とりわけ家族と労働の領域にあらわれてきています。家族の領域において、「国家独占」資本主義は若干の改革に同意していますが、それは、それらの改革の必要が強く要請されていたからであり、金を出す必要の全くないものであるからであり、そうすることによって進歩性をよそおうことができるからであります。「国家独占」資本主義は、しかしながら、可能な場合には、それらの改革に法制度の独裁的特徴を強化する形態を与えることを怠りませんでした。労働の領域においては、改革はもっぱら労働者の闘争に対してなされた譲歩としておこなわれます。

そして、改革を適用させるためには常に新たな闘争が必要となります。獲得された譲歩は非常にしばしば使用者の社会経済的支配の強化によって相殺されてしまいます。

制度上は、この方向づけは、選挙により選出された両院の役割、権限、活動手段の絶えざる減少と政府機関の役割、権限、管轄の増加によって、また、裁判所における対席的弁論ならびに防衛方法の役割の縮減と裁判官の自由裁量権ならびにそれと結合された政府の裁判官に対する権限の強化として表われてきています。情報、教育、文化の領域では、テレビ・ラジオについてであれ教育についてであれ、私たちは、頭脳を擲取に適合する型にはめこむことを目的とする以外の何物でもない量的増大と質的貧困化という二重の現象に直面しています。

このような社会は、効率の仮面で飾り立てられてはいませんが、やはり無力な社会であります。この社会の失業者の数を数えれば、高等教育を受けることのできる子供のパーセンテージを見れば分るように、この社会がみずから奪い去っている学者の数を数えてみれば、そしてまた、「ゼロ成長」に関するマサチューセッツ工科大学の有名な報告書の述べていることを信じるならば、そのことが分ります。

近代性の仮面について言えば、この仮面はいつの日か反文化の、まぎれない中世の仮面であったことがあきらかとなるこ

とでしょう。

このようにして、経済的、社会的に高度に発達した一国における社会主義社会の複数の展望の比較、そしてそのことが含む法的反映の複数の側面の比較の問題が生じてきます。

近代化は、服従と忠誠を要請するどころか、人間に対して進歩と解放の希望の道を開くものなのです。しかしそれは、人間が一体となつてみずからこの人類の未来を作つてゆくのでなければ可能ではありません。

現代の要請に応えること、進歩を破局としてではなくまだその第一歩を印しはじめたばかりであるにすぎない人間の不断の勝利として感ずること、そのことは、人類の創造的資質の持つすべての豊さが解放され、完全に利用されることを意味しています。

そのことは、もはや単に支配される者と支配する者、防衛側と裁判所との間の関係の整備として考えだされた法ではなく、一体となつてその共同の事業を指導する人間の協議の法制度を要請するものであります。

窮極的展望においては、人間の間での制度的関係は、もつぱら、発展の真に共同の統御にもとづく討論によって形成されることになると考えられます。それには物質的手段および文化的能力のさらに一層大きな発展が前提となるでしょうから、分配

と発展という相矛盾する問題が依然として長期にわたって残ることが予測されます。社会主義制度はこの歴史的要請に対して応えなければなりません。社会主義制度はしたがって二つの条件を前提とします。すなわち、経済的決定の手段の統御、つまり経済にとって決定的である生産手段の共同所有と最高度に民主的な生活であります。自由の歴史はすでに、資本主義諸国において二つの段階を経てきています。すなわち、第一に、封建的圧制と闘って獲得され、以来実に幾度も危くされてきた人間の安全の保障たる個人的権利の段階、そして第二に、それなしには個人的権利の享有が非常に不安定なものになってしまふ経済的ならびに社会的権利の段階がそれであります。しかし、それらは、部分的な権利、権力から獲得されかつ護られるべき権利であったにすぎません。今日では、あらゆるレベル、都市、農村そして工場における人民の代表による、人民自身による討論という形態での権力の行使を内容とする自由の要求がだされているのです。

マルクンズムたちにとっては、この民主的考え方は、認識に關する唯物論に直接結びついています。すなわち、この考え方は、すべての個人的認識は主観であり、多面的アプローチのみが最大限に（決して全面的にはありませんが）主観性のもつ偶然性を排除するものであるという考えから生まれているので

あります。

金権支配の排除は真の討論が自由に行なわれるための主要な条件であります。真の討論がなされるためには、各人が独自の意見を表明することができ、かつ、そうしても物質的もしくは精神的損害をこうむることのないことが保障されていることもまた前提とされねばなりません。実際、各個人が損害を恐れて自分から黙ってしまう場合には、社会全体がその人の寄与を奪われてしまうこととなります。ですから、社会主義は、個人的権利と集団的保障との間での選択であるどころか、この討論のうちに、資本主義が寛恕することのできない安全の発展と個人の権利の活性化という補強的理由を見出すのであります。雇用、住宅、健康に対する権利の発展が、個人的権利の享有が十分完全であつていかなる時も社会がそれらの権利を奪われることのないために必要な保障であるのは、このコンテクストにおいてなのです。それゆえ、社会主義法こそ、真に現代的な、人間に基礎をおいた文明の法であることが明らかとなつて参ります。

以上のことから、一連の結果が導かれます。すなわち、法は四つの重要な領域に作用します。

第一に、所有。持てる者と持たざる者との間の古い敵対関係は、福祉を生み出す手段の保有者とその福祉の消費者との間の

敵対関係になります。おそらく、いつの日にか、個人的必要を確保する集団の手段の多様性が個人的所有の必要を消滅させてしまうでしょうが、福祉が、少なくとも部分的には、消費ならびに使用に供する物をさらに多く得る手段の形をとる時期が長期間続くでしょう。ただし、それらの物を生産する手段の所有が共同決定に移されていることが条件となります。

第二に、決定。決定は、まずまず、資本主義的統治の態様の進展により与えられている例とは逆に、集団的に討論を行なうすべての者の決定となるでしょう。

第三に、決定の適用における安定性。この安定性は、法律が真に民主的につくられるのですから、裁判官の合法性の原則への従属という原則への厳格な復帰と同時に、決定のなされる際、および裁判機関によるその決定の適用に際しての個人の異議申立てに対する保障の技術の高度の水準をも意味します。そこにおいてのみ真の意味での効率があるのです。

第四に、各人に十分な関与を可能にさせる情報と文化の発達、であります。

かくして、現存の法と予測されている法、可能な法との間での新たな比較法が生まれているのです。このことにより、現にある資本主義法と「われわれが」計画中の社会主義法との間での比較法の問題のみでなく、「われわれが」計画中の社会主義

法と現にある社会主義法との間での比較法という問題もまた提起されているのです。

その場合、われわれは一つの計画について述べているのであって、複数の比較が行なわれてもかまわないし、その計画の信頼性がそれとは別に存在しているものの名において争われることがあってもかまわないであります。

しかしながら、モデルの観念は、マルクンズムの唯物論的、科学的方法とは無縁のものでありまして、それは、ある計画を判断するために現にあるモデルを対立させること、およびまたその計画を新たなモデルと考えること、を禁じています。

すべての場合において、社会主義法の現実と考え方全体についてと、自由主義的であれ古典的もしくは独占的であれ資本主義のそれとの間には、依然として、資本主義法は人間の奴隷化の法であり、社会主義法は人間の開花と未来の法であるというこの変らぬ対比が残っているのであります。

〔注〕 本稿は、一九七六年五月一九日ロラン・ヴェイユ氏により早稲田大学比較法研究所において行なわれた講演である。